

歯科診療所での医療安全チェックシート活用について

医療安全チェックシート作成の目的

平成19年の改正医療法を受けて、医療安全管理は義務化され、歯科衛生士も医療安全に関する十分な知識と技能、的確な対応力を身につけて業務に臨むことが求められました。しかし、医療事故を防止するためには医療従事者個人の努力に依存するだけでは限界があります。医療施設において組織的な医療事故防止システムを構築する必要があり、そのシステムには医療安全チェックシートを活用することが挙げられます。

改正医療法から10年、今一度日常業務を振り返り、それぞれの歯科診療所の医療安全への取り組みのひとつとして、本チェックシートをご活用ください。

チェックシートの活用法

1. いつチェックするの？…毎日または週一回(行う曜日を決めましょう。)
2. 誰がチェックするの？…医療安全担当者を決めて行う。または交代で行う。
3. 全ての項目が必要？…全員ですべての項目を確認して自院に合わせた内容にすることも可能。
4. 安全対策、分からないことは？…いまさら聞けないことも、この機会に院長や先輩等に確認する。

チェックシートの活用の留意点

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.1」

		年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日
I ① 総合的な安全管理	1 医療安全管理の指針が制定されている(マニュアルがある)	(保管場所)					
	2 医療安全管理のための責任者の配置がされている	(役職・氏名)					
	3 医薬品安全管理責任者および医療機器安全管理責任者(常勤歯科衛生士可能)が配置されている	(医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者)					
	4 地域救急病院との連携体制を整えている	(連携病院名)					
	5 医療安全管理の指針を定期的に見直し、全スタッフに周知している						
	15 定期的に職員ミーティング(委員会)を開催し、その内容を記録している						
I ② 感染予防	16 院内感染対策の指針(マニュアル)が制定されている	(保管場所)					
	28 個人用防護具(マスク、グローブ、ゴーグル・フェイスガード等)を使用している						

チェックした年月日を最上段に記載し、取り組んでいるという内容に☑をする。

I-①総合的な安全管理について全15項目
No.1~4は一度チェックされたらOK! チェックが済んだら、指針(マニュアル)の保管場所、責任者役職及び氏名、各管理責任者、連携病院名を記載する。

I-②感染予防対策は13項目
院内感染予防対策が出来ているか☑をする。

この項目も一度チェックされたらOK! 指針(マニュアル)が制定されていれば、その保管場所を記載する。

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.2」

		年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日
II 診療前	29 術前の確認、診療録から患者の情報・状態(妊娠・授乳含)や禁忌項目(薬・ラテックス・金属アレルギー含)を把握し、必要に応じて診療情報提供書を作成、照会している						
	39 フルネームを名乗ってもらうだけでなく、IDナンバーや生年月日など、確実な方法にて確認している						
III 診療中	40 患者の顔面上で器具の受け渡しや持ち替えをしたり、器具を把持したままライトを操作していない						
	52 ユニットは必ず声をかけてから操作し、車椅子からの移動は直ぐに介助出来る体制を取り、高齢者や小児等の移動でも一人にせず、転倒・転落などが起きないように注意している						
IV 診療後	53 局所麻酔や処置をした患者には舌・頬・口唇を火傷したり、噛んだりしないように説明している						
	56 診療録や業務記録などを遅滞なく記載し、適切に管理を行っている						

チェックシートNo.2は日常業務の☑ II 診療前の安全対策
III 診療中の安全対策
IV 診療後の安全対策
3つのシーンになっている。
毎日、取り組んでいる項目だが、日常業務を振り返り、☑をする。

!! ☑マスクは6列用意している。毎日☑では週に1枚。週1回の☑ならば1か月半使用できる。
用紙はコピーして継続的に使用する。いつ誰がチェックするかを決めて取り組む。

!! ☑ではなく、チェックした人の名を記載しても良い。それぞれの診療所で使いやすいように工夫

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.3」

		年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日
V 訪問診療	57 訪問診療依頼を受けた際には、患者の情報や主訴、訪問先の情報など、事前を知るべき事項を確実に聞き取るため、訪問診療受付票(チェックリスト等)を準備している						
	65 誤飲・誤嚥発生時など他の医療機関や他の職種との連携マニュアルが整備されている	(訪問診療時の携帯確認)					
	66 患者の極度の状態悪化(意識消失や心肺停止)に備えリスク管理を徹底し、高次医療機関との連携体制が整っている						
	84 今までの診療経過を踏まえ、訪問診療の計画に変更が必要かどうか検討している						

チェックシートNo.3は V 訪問診療における安全対策☑する。

この項目も1度☑されたらOK!
連携マニュアルが整備されていたら、訪問診療時に携帯しているかどうか確認する。

!! 訪問診療に関わってなくても、チェックすべき項目があれば、日常業務内容として☑をする。

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.1」

		年	年	年	年	年	年	
		月	月	月	月	月	月	
		日	日	日	日	日	日	
I ① 総合的な安全管理 (医療安全推進の ための総合的な 体制・整備)	1	医療安全管理の指針が制定されている(マニュアルがある)						(保管場所)
	2	医療安全管理のための責任者の配置がされている						(役職・氏名)
	3	医薬品安全管理責任者および医療機器安全管理責任者(常勤歯科衛生士可能)が配置されている						(医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者)
	4	地域救急病院との連携体制を整えている						(連携病院名)
	5	医療安全管理の指針を定期的に見直し、全スタッフに周知している						
	6	医療安全管理のための教育、研修が行われている(外部講習の受講でも可)						
	7	歯科医療機器、器材の点検を定期的に行い、記録に残している						
	8	診療録(カルテ)は適切に管理し、記載は速やかに診療情報を記載している						
	9	医療事故、ヒヤリハット等の報告体制が整っている						
	10	医療事故、ヒヤリハット等(誤飲・誤嚥、針刺し、患者の全身状態の急変など)発生時の対応策がある						
	11	基本的心肺蘇生法等の研修の受講、急変時への対応の周知徹底を行っている						
	12	緊急時に必要な医療機器・医薬品(モニター、酸素、AED、緊急用薬剤等)を設置し、適切な管理を行っている						
	13	歯科診療時のバイタルサイン測定を必要に応じて行っている						
	14	薬剤の管理(有効期限等)を徹底し、定期的な点検を行うなど、間違いがないよう注意している						
	15	定期的に職員ミーティング(委員会)を開催し、その内容を記録している						
I ② 感染予防対策 (医療安全推進の ために行う院内 感染予防対策)	16	院内感染対策の指針(マニュアル)が制定されている						(保管場所)
	17	院内感染対策マニュアルを定期的に見直し、全スタッフへの周知徹底を行っている						
	18	器具・器材の洗浄、消毒・滅菌についてはスタンダードプリコーション(標準予防策)に基づいた感染予防策を実践している						
	19	超音波洗浄機、ウォッシャーディスインフェクター、オートクレーブ等の定期点検を行っている						
	20	器具器材に適した消毒剤を最適な濃度で使用している						
	21	縫合針やメス刃、リーマー・ファイルなど鋭利な器具は注意して取り扱っている						
	22	感染症の有無を確認している(問診の既往歴)						
	23	患者の眼球保護に配慮している(閉眼の指示、ゴーグルの着用、タオル等で覆うなど)						
	24	感染性廃棄物を適切な方法で処理している						
	25	滅菌済みの器具は有効期限を遵守し使用している						
	26	診療前後の手指消毒を行っている						
	27	時計、指輪等を外し、爪を切り、髪の毛は肩につく場合は束ね身だしなみを清潔に整えている						
	28	個人用防護具(マスク、グローブ、ゴーグル・フェイスガード等)を使用している						

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.2」

		年	年	年	年	年	年	
		月	日	月	日	月	日	
II 診療前 の 安全 対策	29	術前の確認、診療録から患者の情報・状態(妊娠・授乳含)や禁忌項目(薬・ラテックス・金属等アレルギー含)を把握し、必要に応じて診療情報提供書を作成、照会している						
	30	患者へ処置内容・部位、注意事項などの説明を行い、同意を得ている						
	31	愛護的な操作を励行し、患者へ痛みや苦痛がある場合の合図を事前に患者と確認している						
	32	薬剤や印象剤が皮膚や衣服につかないように配慮し、万一ついてしまった場合の対策を決めている						
	33	診療前に、呼吸状態(喘鳴、口呼吸など)や異常絞扼反射(嘔吐反射)の有無について確認している						
	34	常用薬は全て確認し、医薬品の添付文書の記載内容や注意事項についても十分熟知している						
	35	ユニット周辺的环境を常に整備している(例:障害物、危険物を火器の近くにおかない)						
	36	ユニット、チェア、タービン、エンジンなどの始業前点検を行い、チェックシートに記載している						
	37	エックス線装置、レーザー装置、光照射機などを最適に使用できるように管理している						
	38	歯科技工物の指示間違い、取り違い防止を行っている						
39	フルネームを名乗ってもらうだけでなく、IDナンバーや生年月日など、確実な方法にて確認している							
III 診療中 の 安全 対策	40	患者の顔面上で器具の受け渡しや持ち替えをしたり、器具を把持したままライトを操作していない						
	41	バキューム操作を正しく確実にを行い、口腔内の分泌物を吸引している						
	42	加熱した器具や材料は適温を確認し、声掛けをしてから口腔内に挿入している						
	43	ガスバーナー使用時は、作業域を広く取り、周囲に易燃性のものがないか確認してから点火し、使用後はすぐに消している						
	44	口角炎や口唇炎を術前に確認し、必要に応じて処置前にワセリン等を塗布している						
	45	口腔内への落下や誤飲・誤嚥をさせてしまった時の対応マニュアルがある						
	46	適合の良い技工物を作成し、セメントや印象剤は混液比を正しく計測し、適量・適度な硬さの練和をしている						
	47	小器具や補綴物などを落下させてしまう可能性について患者に説明し、必要に応じて顔を傾けたり、吸引の準備をしている						
	48	バーやエンジンなどは確実に装着し、正回転・回転数を確認し、口腔外で予備回転させてから使用している。						
	49	印象時の体位(水平位より座位がよい場合もある)や印象剤の硬さなどに注意している						
	50	鋭利な器具(リーマーやファイルなど)を口腔内に挿入する際、必要に応じて落下防止のための糸などを付け、開口を指示し、口唇や頬粘膜、舌を排除している						
51	歯科用治療器具や材料の残存や上顎洞への迷入に注意している							
52	ユニットは必ず声をかけてから操作し、車椅子からの移動は直ぐに介助出来る体制を取り、高齢者や小児等の移動でも一人にせず、転倒・転落などが起きないように注意している							
IV 診療後 の 安全 対策	53	局所麻酔や処置をした患者には舌・頬・口唇を火傷したり、噛んだりしないように説明している						
	54	床の水(濡れ)やレジン粉末・切削片等はこまめに拭き取っている						
	55	神経麻痺等の合併症や処置後に起こり得ることなど、注意すべき事項は書面で知らせている						
	56	診療録や業務記録などを遅滞なく記載し、適切に管理を行っている						

「歯科診療所での医療安全チェックシート No.3」

		年	年	年	年	年	年						
		月	日	月	日	月	日						
V 訪問診療における安全対策	57	訪問診療依頼を受けた際には、患者の情報や主訴、訪問先の情報など、事前に知るべき事項を確実に聞き取るため、訪問診療受付票(チェックリスト等)を準備している											
	58	事前の準備では歯科治療の内容および担当歯科医師の指示内容の確認、器具器材のリスト(チェックリスト)を作成している											
	59	事前に患者、家族、介護支援専門員、その他連携系機関への説明と内容の承諾を行っている											
	60	患者の基礎疾患や常用薬について事前に調べ、禁忌事項を含めた対応策を検討している											
	61	処置内容によって必要な場合は主治医に診療情報提供書を作成し、連携を取っている											
	62	訪問日前日もしくは当日には患者の体調や訪問時間、訪問診療にかかる時間等の確認を、患者・家族・病院・施設等に電話にて連絡を行っている											
	63	訪問診療用の器具器材は、診療室の器具器材と同様に適切に管理し、すぐに使用できるようにしている											
	64	出発前に忘れ物がないか再確認(ダブルチェック)している											
	65	誤飲・誤嚥発生時など他の医療機関や他の職種との連携マニュアルが整備されている						(訪問診療時の携帯確認)					
	66	患者の極度の状態悪化(意識消失や心肺停止)に備えリスク管理を徹底し、高次医療機関との連携体制が整っている											
	67	必要に応じて他の医療機関や他の職種と連携する体制が整っている											
	68	緊急時及び事故発生時の迅速かつ適切な対応法について、個々の患者の状態に応じて診療前に十分検討し、決定してから診療を行っている											
	69	訪問診療に携わる全てのスタッフは、心肺蘇生法についての研修を受講している											
	70	患者の口腔内、全身状態やその他の情報を考慮した訪問診療計画を立てている											
	71	(居宅での口腔衛生管理を行う場合など)介護保険の対象者かどうかの確認を行っている											
	72	表情、態度、声の大きさ、失礼のない言葉づかいに注意し、わかりやすい言葉で指導、対応し、起こり得る状態を予測し、全身状態や表情、動きに注意しながら行っている											
	73	服薬状況や全身状態、バイタルサイン(意識・呼吸・脈拍・血圧・体温・経皮的酸素飽和度)などを計測・記載している											
	74	必要に応じて治療中にモニタリングを行い、常に体調の変化に気を配り、体調の変化(顔貌、体温、血圧等)が認められたら、治療の中止、変更を考えている											
	75	患者の楽な体位を優先し体位変換する前には必ず声かけをして、伝達を確認している											
	76	口腔内への落下が常に起こりうることを認識し、誤飲・誤嚥が起きないように特に注意している											
	77	診療内容や指導内容を本人、家族、その他介護支援専門員や介助者等に説明し、注意事項等を確認している											
	78	感染性廃棄物などは持ち帰るなどして適切に処置をしている											
	79	必要な文書を記載した場合は、患者ならびに介護者に手渡しして説明している											
	80	診療録や業務記録の記載は、遅滞なく行っている											
	81	薬を処方する際には、介護者に本人による管理が可能か確認する											
	82	義歯や患者の所持品の破損や紛失が起きないように、さらに、訪問先に忘れ物をしないように、訪問診療後に持ち帰るべき器具器材を確認している											
	83	次回の訪問診療がある場合には、訪問日時の確認をし、患者および介護者が忘れないようにカレンダーに記入しておくなどの工夫をしている											
	84	今までの診療経過を踏まえ、訪問診療の計画に変更が必要かどうか検討している											